

様式第2号（第4条関係）

大月市認定地域クラブ活動要件確認書

- 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承、発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること。
- 部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（令和7年12月文部科学省）（以下「ガイドライン」という。）「IV学校部活動の在り方」に沿った適切な指導方法が確保されており、暴力、暴言、ハラスメント、いじめ等の不適切な行為が一切ないよう留意すること。
- ガイドライン「IV学校部活動の在り方」に沿った適切な活動時間や休養日が設定されていること。ただし、教育内大会2週間前に限り土日2日間の活動を認めることとし、休日における部活動と地域クラブ活動を合わせた活動回数は年間70回以内とすること。
- 活動の維持、運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること。
- 複数の役員や指導員が運営に携わっており、適切な指導の実施体制が確保されていること。ただし、1つの活動において報酬が発生する指導員の上限数は、別表のとおりを基本とし、認定時に競技性等を勘案して教育委員会にて設定する。
- 適切な安全確保の体制が確保されていること。
- 次に掲げるすべてを満たす規約又は会則を作成しており、適切な運営体制が確保されていること。
 - ア 目的が記載されていること。
 - イ 入退会について記載されていること。
 - ウ 会費について記載されていること。
 - エ 代表者、指導員、会計を置くことが記載されていること。
- 学校部活動の活動回数や活動内容を共有するなど学校等との連携を適切に行なうこと。
- 大月市内の中学校に在籍する生徒で編成されている団体であること。ただし、教育委員会が認めた場合にはこの限りではない。
- 大月市が推進する学校部活動地域展開の取組に協力すること。
- 認定期間は、年度単位とし最長1年間とする。
- 本認定要件が変更された際は、変更内容を承認すること。

年 月 日

団体名

代表者名